

需要家・小売電気事業者が取得した非化石証書の活用期間

オークション



開催回（2025年度）

需要家※ 1
(使用電力の期間)

環境表示価値※ 2

ゼロエミ価値※ 3

小売電気事業者
(販売電力の期間)

環境表示価値

ゼロエミ価値※ 4

第 1 回
2025年 8 月

第 2 回
2025年11月

第 3 回
2026年 2 月

第 4 回
2026年 5 月

2025年4月～2026年6月

2025年4月～2026年3月

2025年7月～
2026年6月

2025年10月～
2026年6月

2026年1月～
2026年6月

2026年4月～
2026年6月

2025年4月～2026年3月

相対取引



発電月

需要家※ 5 ・
小売電気事業者

環境表示価値

ゼロエミ価値※ 4

2025年1月

...

2025年6月

...

2025年12月

2025年1月～
2026年6月

...

2025年6月～
2026年6月

...

2025年12月～
2026年6月

2025年4月～2026年3月

※1：仲介事業者から取得した場合も含む。

※2：証書の有する付加価値を表示・主張が出来る価値。具体的には、証書を電気と併せて利用することで実質再エネ等であることの主張、およびRE100等の国際イニシアティブに対する報告に活用することが可能。

※3：温対法における電気の排出係数算定時において、CO2排出量を減算できる価値。

※4：小売電気事業者が高度化法上の非化石電源比率に計上できる価値（非化石価値）の期間も同一。

※5：非化石証書を直接取引する場合